岩手県告示第8号

銃猟禁止区域の指定(平成18年岩手県告示第1003号)で告示した川井村タイマグラ銃猟禁止区域の区域の表示を次のとおり変更 した。

平成22年1月5日

岩手県知事 達 増 拓 也

変更後の川井村タイマグラ銃猟禁止区域の区域の表示 宮古市地内の主要地方道紫波川井線と民有林127林班2及び3小班と民有林127林班4小班の境界との交点を起点とし、起点から主要地方道紫波川井線を南西に進み国有林三陸北部森林管理署183林班と民有林123林班の境界との交点に至り、同点から同境界を南西に進み緑資源幹線林道川井・住田線との交点に至り、同点から同緑資源幹線林道を南西に進みさらに東に進みさらに南西に進み国有林三陸北部森林管理署182林班と民有林123林班の境界との交点に至り、同点から同境界を南西に進み国有林三陸北部森林管理署182林班い6小班と国有林三陸北部森林管理署182林班い5小班の境界との交点に至り、同点から同境界を北西に進み国有林三陸北部森林管理署182林班い6小班と国有林三陸北部森林管理署183林班わ1小班の境界との交点に至り、同点から同境界を北西に進み国有林三陸北部森林管理署182林班い6小班及び183林班る1小班と国有林三陸北部森林管理署183林班わ1小班の境界との交点に至り、同点から同境界を北東に進み国有林三陸北部森林管理署182林班と国有林123林班と国有林三陸北部森林管理署183林班と国有林三陸北部森林管理署183林班の境界との交点に至り、同点から同境界を北に進み民有林125林班と国有林三陸北部森林管理署192林班の境界との交点に至り、同点から同境界を北に進み民有林125林班と国有林三陸北部森林管理署192林班の境界との交点に至り、同点から同境界を北に進み民有林127林班2及び3小班と民有林127林班4小班の境界との交点に至り、同点から同境界を南に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域